

## 仕様書に対する質問・回答書

令和6年6月27日

業 務 名	モバイルマッピングシステムの借入れ
-------	-------------------

回答者 岡山県警察本部交通部交通指導課長

問 入札説明書 1 競争入札に付する事項 (2) 「翌年度以降の歳入歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。」とありますが、過去予算削減等の影響で実際に契約を解除されたケースはありますでしょうか。

答 岡山県警察が締結した、過去のリース契約において、予算の減額又は削減を理由として解除した事例は把握していません。

問 借入期間満了後、継続して物件を使用する場合は、延長の賃貸借契約の締結を行うのでよろしいでしょうか。

答 賃借人が契約期間満了後も引き続き機器等を使用する意思を示した場合は、新たに賃貸借契約を締結することになります。

問 入札説明書 1 競争入札に付する事項 (5)、及びモバイルマッピングシステムの借入に係る仕様書7に「本借入物件を対象として、動産総合保険に加入すること。」と記載がありますが、保険金額は契約期間の残賃貸借料をカバーする範囲の付保でよろしいでしょうか。また交通事故の場合は適用されないことはご了解済みでよろしいでしょうか。

答 問い合わせのとおりで問題ありません。

問 入札説明書 10入札に関する事項 (1) ウ「代理人により入札を行う場合」とありますが、参加資格者名（代表者名、代表者印）で、郵便で入札書を提出する場合、委任状は不要の認識でよろしいでしょうか。

答 代表者が作成した入札書を提出する場合、委任状は不要です。

問 入札説明書 13入札保証金及び契約保証金について  
「岡山県財務規則の規定による」とありますが、同規則第133条第3項に一般競争入札の参加資格を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合、入札保証金は免除とあります。弊社は入札の参加資格を有しており、かつ岡山県との契約実績があります。この場合、免除されるに該当しますでしょうか。  
同様に過去の契約では契約保証金は免除となっておりますが、本件についても免除される認識でよろしいでしょうか。

答 入札保証金と契約保証金の納付については、岡山県財務規則の規定により決定すること

になり、各保証金の納付が必要となる場合は、別途通知します。

[参考]

岡山県財務規則

第131条（入札保証金の納付）、第133条（入札保証金の減免）

第151条（契約保証金の納付）、第153条（契約保証金の減免）

※各条項は別紙のとおり

問 モービルマッピングシステムの借入に係る仕様書

5 内容（4）

JL-Excellent 一太郎Pro レベルEについて、貴県にて契約されているJ-License番号をお教えいただけますでしょうか。もしJ-License番号を通知いただけない場合は、同等品（一太郎2024）でもよろしいでしょうか。

答 本契約締結後に通知可能です。

問 モービルマッピングシステムの借入に係る仕様書

5 内容（4）

Microsoft Office Professional Plusについて、「Word及びExcel」のみの提供でもよろしいでしょうか。

答 問い合わせのとおりで問題ありません。

## 別紙

### 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）

#### （入札保証金の納付）

第131条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札前までにその者の見積もる契約金額の100分の5（インターネットを利用した一般競争入札により普通財産の売払いの契約を締結しようとする場合にあつては、予定価格の100分の10）以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保のうちから契約担当者が定めるものの提供をもつてこれに代えることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) その他知事が確実と認める担保

#### （入札保証金の減免）

第133条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第131条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 当該一般競争入札に付する入札について、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 当該一般競争入札に付する入札について、知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と契約保証の予約をしたとき。
- (3) 第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結してこれらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) その他前各号に準ずると知事が認めるとき。

#### （契約保証金の納付）

第153条 契約を締結しようとするときは、契約者は、契約金額（インターネットを利用した一般競争入札により締結する普通財産の売払いの契約にあつては、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 第131条第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

#### （契約保証金の減免）

第155条 次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、支払代金が即納されるとき。
- (6) 公有財産を売り払う契約を締結する場合において、支払代金が即納されるとき又は契約者が契約の履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 契約書を作成しない場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) その他前各号に準ずるものと知事が認めるとき。